

2 畜産物の安定価格等

畜安法、暫定措置法並びに特別措置法の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会（13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会）に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

16年度における加工原料乳の補給金単価等は第1表のとおりであり、補給金単価は10.52円/kgと前年度を2%下回り、また、加工原料乳の限度数量は210万トンと前年度と同水準となった。

17年度においては、補給金単価が10.40円/kgと前年度を1.1%下回り、加工原料乳の限度数量は205万トンと前年度から5万トン減少した。

なお、指定乳製品の安定指標価格は、13年度から廃止された。

第1表 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る
加工原料乳の数量の最高限度の推移

区 分 年 度	加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度	
	価格	前年比	数量	前年比
	円/kg	%	千トン	%
13	10.30	100.0	2,270	94.6
14	11.00	106.8	2,200	96.9
15	10.74	97.6	2,100	95.5
16	10.52	98.0	2,100	100.0
17	10.40	98.9	2,050	97.6

注： 消費税込みの価格である。

16年度における指定食肉の安定価格について、豚肉については第2表のとおりで、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したもの365円、湯はぎ法により整形したもの340円と前年度と同価格となり、安定上位価格については、皮はぎ法により整形したもの480円、湯はぎ法により整形したもの445円とともに前年度と同価格となった。牛肉については、第3表のとおりで安定基準価格780円、安定上位価格1,010円といずれも前年度と同価格となった。

17年度においては、豚肉については安定基準価格及び安定上位価格は、いずれも前年度と同価格となった。牛肉についても同様に安定基準価格及び安定上位価格はともに前年度と同価格となった。

第2表 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比
	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%
13	365	100.0	480	99.0	340	100.0	445	98.9
14	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
15	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
16	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
17	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0

注：1 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉である。

2 価格は、消費税込みの価格である。

第3表 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格		安定上位価格	
	円/kg	%	円/kg	%
13	780	99.4	1,010	99.0
14	780	100.0	1,010	100.0
15	780	100.0	1,010	100.0
16	780	100.0	1,010	100.0
17	780	100.0	1,010	100.0

注：1 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。

2 価格は、消費税込みの価格である。

16年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は第4表のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種の4区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度と同額に据え置かれたが、乳用種の保証基準価格が129,000円と前年度から2,000円引き下げられた。

17年度においては、乳用種の保証基準価格が110,000円と前年度から19,000円引き下げられたが、それ以外の指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格についてはいずれも前年度と同額に据え置かれた。

第4表 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円／頭)

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
13	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
14	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
15	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
16	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
17	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000

区分 年度	乳用種の品種		肉専用種と乳用種の 交雑の品種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
13	131,000	80,000	175,000	135,000
14	131,000	80,000	175,000	135,000
15	131,000	80,000	175,000	135,000
16	129,000	80,000	175,000	135,000
17	111,000	80,000	175,000	135,000

注：価格は、消費税込みの価格である。